

# 「応急手当普及員養成講座」

## 1 応急手当普及員とは

松山市内に在住または通勤する一般市民（「事業所の従業員」や「自主防災組織等の市民（構成員）」など）の中で、普通救命講習などの指導者になるため、3日間の講習を受講し、松山市消防局長から応急手当普及員としての認定を受けた者。

## 2 応急手当普及員に認定されると

松山市消防局のカリキュラムに基づいた下記の救命講習等に、救急隊員と一緒に一次救命処置法（心肺蘇生法やAEDの取扱いなど）を指導できます。

また、救急隊員と一緒に講習指導をしていただくことで、市民の方により身近に応急手当を感じていただくことができ、且つ、地域に根付いた応急手当普及啓発活動が期待できます。

## 3 応急手当普及員養成講座 開催日程等

### 【対象者】

松山市内に在住または通勤・通学している方。

	日程	時間	募集人員	申し込み
第1回	<del>7/4（水）～7/6（金）</del>	9時～17時	各回20人 （先着順）	《申し込み期間》 6月1日（金）～ ※土・日・祝日を除く8時30分～17時00分 《方法》 電話にて926-9227（消防局警防課まで）
第2回	<del>8/13（月）～8/15（水）</del>			
第3回	<del>9/24（月）～9/26（水）</del>			
第4回	10/22（月）～10/24（水）			
第5回	11/26（月）～11/28（水）			

※第1回から第3回は募集終了しました。

※養成講座を3日間連続して受講が必要です。

※資格取得後は、「市民救急サポーター」に任意で登録すると、救急隊員とともに応急手当指導が可能です。

### 【お問い合わせ先】

松山市消防局 警防課

救急担当；村上・越智

電話；089-926-9227

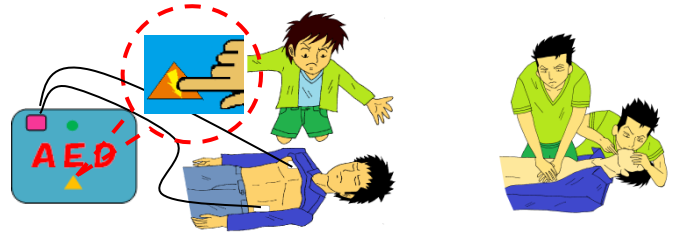
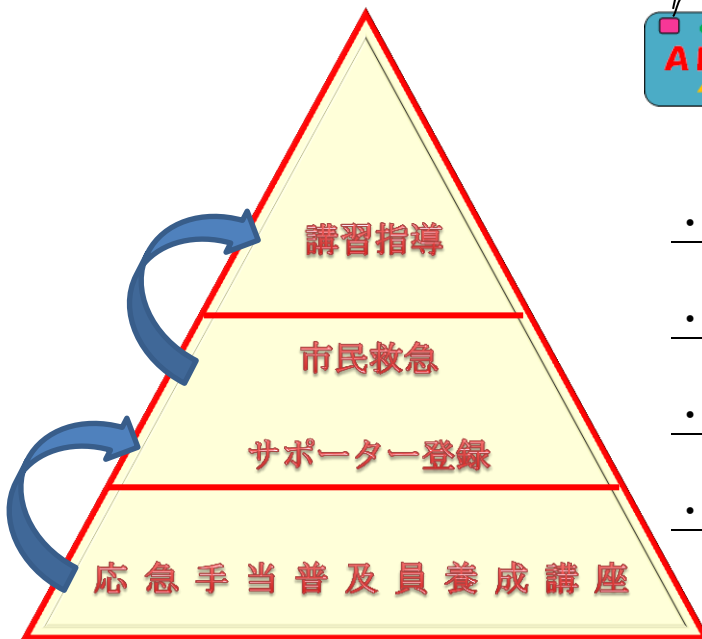
# 「市民救急サポーター制度」の概要

## 1. 「市民救急サポーター制度」の概要

応急手当普及員等の資格を持つ一般市民の方々が「市民救急サポーター」として任意登録し、松山市消防局が実施する救命講習等において、救急隊員とともに応急手当普及員として指導する制度です。

※応急手当普及員とは3日間の養成講座を受講し、松山市消防局長の認定を受けた者。

## 2. 主な活動内容・役割等



- ・消防局主催の救命講習等での指導。
- ・その他、大規模災害発生時の救護活動等。
- ・指導ができる人材育成。
- ・質の高いバイスタンダー誕生。

## 3. 登録条件

- (1) 市内に在住または通勤・通学している応急手当普及員講習の修了者。
- (2) 市内で応急手当普及啓発活動を実施している団体。(事業所・自主防災組織等)

## 4. 交通費・傷害保険・貸与品について

- (1) 松山市消防局主催の講習指導に限り、1回交通費1,000円支給。
- (2) 登録時に傷害保険に加入します。
- (3) 指導者用ユニフォーム貸与。